

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第六(第七十九条関係)			
(略)	区分	受講資格	講習科目
(略)	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	(略)	学科講習 イ (略) ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境の改善方法等に関する知識 ハ・ニ (略)
<p>(ずい道等の掘削等作業主任者の職務) 第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。</p> <p>三 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</p> <p>四 要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の使用状況を監視すること。</p>			
<p>(ずい道等の掘削等作業主任者の職務) 第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</p> <p>三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p>			